くしろ男女いきいき参画表彰実施要綱

（目的）

第１条　女性の活躍の促進、子育てしやすい環境の充実、女性の力を生かした地域の活性化等、男女平等参画の推進に関わる活動に自ら取り組む個人や団体・グループ及び支援している企業、団体・グループを顕彰することにより、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　くしろ男女いきいき参画表彰（以下「本賞」という。）の対象は、釧路市に在住（在勤）し、あるいは市内において概ね２年以上の活動している次のような個人、企業、団体・グループとする。

　　だだし、本賞の受賞は１回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国や北海道の表彰等を受けたものは対象としない。

（１）起業や地域活動等にチャレンジしている女性や女性団体・グループ

（２）新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、企業、団体・グループ

（３）子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる個人、団体・グループ

（４）上記の活動に対して積極的に支援を行い、男女平等参画社会に寄与していると認められる企業、団体・グループ

（候補の選定）

第３条　候補の選定は他薦とし、推薦要領は別に定める。

（選考及び決定）

第４条　選考及び決定は次のとおりとすし、受賞者は２件以内とする。

（１）本賞の選考は釧路市男女平等参画審議会で行う。

（２）市長は釧路市男女平等参画審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

（表彰の方法）

第６条　表彰は、市長が賞状を贈呈して行う。

（庶務）

第７条　本賞に関する庶務は、総合政策部市民協働推進課において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

　　　附則

　この要綱は、平成２８年６月２７日から施行する。

　　　附則

　この要綱は、平成２９年６月２３日から施行する。